4　処分の原因となった事実　平成24年12月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成24年12月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社Ｄ・Ｓ・Ｇ　山野　　茂　奈良県奈良市三碓３―12―17―108　国土交通大臣許可（特―20）第23003号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年12月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年１月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社コトネットエンジニアリング　木元　正博　京都府京都市下京区中堂寺壬生川町20―２　国土交通大臣許可（特―20）第20136号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年１月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年１月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三和建設株式会社　平山　清子　京都府城陽市寺田乾出北12―３　国土交通大臣許可（般―20）第16133号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年１月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年１月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　古野電気株式会社　古野　幸男　兵庫県西宮市芦原町９―52　国土交通大臣許可（般―22）第9361号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年１月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年２月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　阪和電設株式会社　逸見　隆成　大阪府大阪市阿倍野区三明町１―２―８　国土交通大臣許可（特―21）第3038号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、管工事業、鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年２月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年２月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三景産業株式会社　進藤　弘治　大阪府大阪市淀川区西中島７―１―５辰野新大阪ビル　国土交通大臣許可（特―24）第23690号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年２月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年１月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社森川鑿泉工業所　森川　俊英　大阪府摂津市千里丘１―６―17　国土交通大臣許可（特―24）第22513号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年１月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社榎並工務店　榎並　靖博　大阪府大阪市浪速区浪速東１―２―26　国土交通大臣許可（特―22）第4362号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年２月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。